注　アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

第３　設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

	加入系管路	中継系電柱	加入系電柱	衛星通信設備	無線鉄塔	無線アンテナ	インタフェース変換装置	無線伝送装置	海底中間中継伝送装置	海底光ケーブル	中継系光ケーブル	加入系光ケーブル	メタルケーブル	中間中継伝送装置	光ケーブル成端架	主配線盤	き線点遠隔収容装置
設備区分直接の減価償却費																	

注　アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

第３　設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

	公衆電話機端末	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ局内回線収容部	総合デジタル通信局内回線終端装置	情報ボックス	自治体管路	電線共同溝	加入系とう道	加入系共同溝	加入系中口径管路	加入系管路	加入系電柱	メタルケーブル	加入系光ケーブル	光ケーブル成端架	主配線盤	き線点遠隔収容装置
設備区分直接の減価償却費																	